

兵庫県公報

令和7年9月16日 火曜日 第652号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定（治山課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 保安林の指定及び指定の解除（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	12
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	13
○ 公有水面の埋立免許（港湾課）	13
○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新（建築指導課）	15
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	15
○ 同 上（丹波県民局）	16
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 落札者等の公示（物品管理課）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	18
○ 同 上（丹波県民局）	18
県議会規則	
○ 兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則	19
県議会告示	
○ 兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱	19
教育委員会公告	
○ 入札公告	19
○ 落札者等の公示	21
○ 同 上	22

公布された法令のあらまし

◎兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則（議会規則第2号）

本会議の一般傍聴における傍聴券の配布方法について、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

相生池土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

藤 本 一 男

加古郡稲美町草谷939番地の2



兵庫県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

上八木土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

藤 江 知 也

南あわじ市八木養宜上616番地

同

喜 田 利 明

同 市八木養宜上437番地

同

坂 本 安 弘

同 市八木養宜上457番地

同

前 田 充 康

同 市八木養宜上389番地

同

柏 木 剛

同 市八木養宜上394番地

同

橋 本 努

同 市八木養宜上285番地

同

石 上 達 也

同 市八木養宜上407番地2

同

山 田 和 弘

同 市八木養宜上242番地

同

柏 木 洋

同 市八木養宜上227番地

同

細 川 知 大

同 市八木養宜中347番地

同

細 川 博 史

同 市八木養宜上1593番地1

同

宮 崎 圭 将

同 市八木養宜上1029番地19

同

堀 川 博 久

同 市八木野原221番地

同

堀 川 順 史

同 市八木野原312番地

監 事

市 川 雄 三

同 市八木養宜上443番地

同

秀 道 晴

同 市八木養宜上175番地2

同

橋 本 浩 嗣

同 市八木養宜上1114番地1

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

藤 江 利 一

南あわじ市八木養宜上60番地1

同

中 村 凱 郎

同 市八木養宜上440番地

同

藤 江 唯 視

同 市八木養宜上487番地

同

廣 瀬 るみ子

同 市八木養宜上385番地3

同

柏 木 尚

同 市八木養宜上390番地4

同	廣 瀬 哲 典	同	市八木養宜上284番地
同	柏 木 英 之	同	市八木養宜上120番地
同	柏 木 大 一 良	同	市八木養宜上230番地
同	柏 木 茂 和	同	市八木養宜上196番地
同	前 野 拓 也	同	市八木養宜上1514番地
同	細 川 年 二	同	市八木養宜中334番地 1
同	前 川 長 弘	同	市八木養宜上1114番地 8
同	野 口 哲 司	同	市八木野原106番地 4
監 事	森 健 太 郎	同	市八木養宜上337番地
同	藤 江 知 也	同	市八木養宜上616番地
同	柏 木 正 廣	同	市八木養宜上208番地



兵庫県告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

養宜土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

山 口 輝 明

太 田 耕 治

長 谷 光 登

太 田 成 則

太 田 昭 司

山 口 正 彦

中 尾 眞 治

赤 松 強

赤 松 茂 寿

片 桐 千 尋

武 市 和 也

柏 木 千 生

細 川 満

前 野 勝 洋

柏 木 英 之

廣 瀬 成 彦

柏 木 大 一 良

増 田 順

細 川 孝 夫

前 野 拓 也

橋 本 浩 嗣

住 所

南あわじ市八木入田316番地

同 市八木入田221番地

同 市八木入田80番地

同 市八木入田99番地

同 市八木入田125番地 1

同 市八木入田85番地

同 市八木入田105番地

同 市八木養宜中167番地

同 市八木養宜中344番地 2

同 市八木養宜中228番地

同 市八木養宜中119番地 2

同 市八木養宜上212番地

同 市八木養宜上1561番地 1

同 市八木養宜上1571番地

同 市八木養宜上120番地

同 市八木養宜上256番地

同 市八木養宜上230番地

同 市八木入田90番地

同 市八木養宜中255番地

同 市八木養宜上1514番地

同 市八木養宜上1114番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

氏 名

山 口 輝 明

太 田 耕 治

山 田 啓 史

長 谷 光 登

太 田 成 則

太 田 昭 司

住 所

南あわじ市八木入田316番地

同 市八木入田221番地

同 市八木入田24番地 1

同 市八木入田80番地

同 市八木入田99番地

同 市八木入田125番地 1

同	山口正彦	同	市八木入田85番地
同	中尾眞治	同	市八木入田105番地
同	赤松強	同	市八木養宜中167番地
同	武田拓樹	同	市八木養宜中292番地2
同	片桐千尋	同	市八木養宜中228番地
同	武市和也	同	市八木養宜中119番地2
同	山田和弘	同	市八木養宜上242番地
同	細川満	同	市八木養宜上1561番地1
同	前野勝洋	同	市八木養宜上1571番地
同	柏木英之	同	市八木養宜上120番地
同	廣瀬成彦	同	市八木養宜上256番地
同	柏木大一良	同	市八木養宜上230番地
監事	増田順	同	市八木入田90番地
同	細川孝夫	同	市八木養宜中255番地
同	前野拓也	同	市八木養宜上1514番地
同	橋本浩嗣	同	市八木養宜上1114番地1



兵庫県告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
小宅統合土地改良区	令和7年8月29日



兵庫県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和7年9月2日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
大谷新池地区
- 3 縦覧の期間
令和7年9月16日から同年10月6日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 三田市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/otanishinike-shinki.html>



兵庫県告示第865号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町御又字猪ノ谷350、355の1
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第866号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町芦谷字大津辺390
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区中野字アシタニ539、540
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第868号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字一ノ谷2819、2820

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第869号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区味取字赤谷662、671、672

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第870号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町須谷字大谷1242の1、1247、1248の1、字長法寺1271の1、字出持1416の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町濱須井字大須井23の1から23の3まで、23の5
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区相谷字シキノ尾1の4、1の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区安木字スクモ谷1139の1、字蔵谷1219の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第874号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区入江字小谷1242、1254の1、1255から1257まで、1261、字クルミ原1269

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小谷1242・1254の1・1255から1257まで・1261・字クルミ原1269（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第875号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区入江字長サコ748、750から754まで、字新宮774、775、776の1、777、778
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長サコ748・750（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字新宮774、775、776の1、777、778
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第876号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長板字女郎林442、449、455、459、460
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第877号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町小代区廣井字下山508の3、508の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第878号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区上計字東大谷103の1から103の4まで、字西大谷471の1から471の47まで、471の49から471の59まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第879号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町小代区廣井字ハジキ555の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区安木字大須井1697の41、1701の1
- 2 指定の目的
魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区沖浦字大ベライ107の1
- 2 指定の目的
魚つき
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項及び第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定の解除をする。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除
 - (1) 解除に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町丹土字深山谷1298の5、1298の9、1298の6（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

2 指定

- (1) 保安林の所在場所

1の(1)と同じ

- (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月16日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年9月16日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町北田原字屏風浦469番1から	旧	7.0から 16.0まで	152.0	
	同郡同町北田原字一本松8番17まで	新	9.0から 41.0まで		



兵庫県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月16日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年9月16日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 市野瀬有馬線	三木市吉川町水上字切畑1670番から 同 市吉川町水上字拂川1948番まで	旧	9.0から 60.0まで 9.0から 25.0まで	224.0 284.0	迂回路
		新	6.0から 18.0まで 12.0から 27.0まで	224.0 224.0	一部 予定地



兵庫県告示第885号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
森山	豊岡市		日高町森山	東 丸山	242番の一部、243番、244番、247番、248番、249番1、249番2、253番、255番の一部 3番2の一部、3番9の一部、3番13の一部、3番14の一部



兵庫県告示第886号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、令和7年8月22日次の公有水面の埋立てを免許した。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

名称 新温泉町

代表者 住所 美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

氏名 新温泉町長 西村銀三

2 埋立区域

(1) 位置

美方郡新温泉町釜屋字東竿谷山21番1から同郡同町釜屋字東竿谷1番内、1番1、宇西竿谷41番2、44番、45番を経て同郡同町釜屋字平尾71番4、71番1、86番1、86番3に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちK-1の地点からK-25の地点までを順次に結んだ線及びK-25の地点からK-1の地点を結ぶ令和6年の秋分の満潮位(T.P.+1.04メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区

域

K-1の地点	釜屋港突堤部の三等基準点（北緯35度37分7.40秒、東経134度24分50.90秒）から114度1分51秒119.4メートルの地点		
K-2の地点	K-1の地点から	181度52分6秒	8.803メートルの地点
K-3の地点	K-2の地点から	188度27分16秒	10.748メートルの地点
K-4の地点	K-3の地点から	152度58分34秒	2.611メートルの地点
K-5の地点	K-4の地点から	195度46分28秒	2.119メートルの地点
K-6の地点	K-5の地点から	204度13分4秒	2.856メートルの地点
K-7の地点	K-6の地点から	152度24分18秒	2.089メートルの地点
K-8の地点	K-7の地点から	185度54分6秒	1.788メートルの地点
K-9の地点	K-8の地点から	100度8分9秒	25.165メートルの地点
K-10の地点	K-9の地点から	41度22分28秒	15.459メートルの地点
K-11の地点	K-10の地点から	308度35分40秒	1.875メートルの地点
K-12の地点	K-11の地点から	308度35分40秒	3.226メートルの地点
K-13の地点	K-12の地点から	325度23分37秒	2.350メートルの地点
K-14の地点	K-13の地点から	344度49分41秒	4.611メートルの地点
K-15の地点	K-14の地点から	19度14分45秒	3.072メートルの地点
K-16の地点	K-15の地点から	359度5分41秒	3.109メートルの地点
K-17の地点	K-16の地点から	36度48分50秒	2.800メートルの地点
K-18の地点	K-17の地点から	69度58分28秒	2.271メートルの地点
K-19の地点	K-18の地点から	39度7分36秒	2.782メートルの地点
K-20の地点	K-19の地点から	14度45分38秒	2.061メートルの地点
K-21の地点	K-20の地点から	326度13分32秒	2.383メートルの地点
K-22の地点	K-21の地点から	29度34分19秒	3.053メートルの地点
K-23の地点	K-22の地点から	334度33分46秒	5.744メートルの地点
K-24の地点	K-23の地点から	358度26分4秒	1.949メートルの地点
K-25の地点	K-24の地点から	248度57分13秒	33.060メートルの地点

(3) 面積

1,171.53平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

美方郡新温泉町釜屋字東竿谷山21番47、21番1、23番2、23番3、字西竿谷43番内、44番、45番、45番内、46番1、46番2、47番1、47番2、同郡同町釜屋字西竿谷山19番5、19番7、19番12、字平尾71番5、71番4、71番1、86番1、86番2、86番3の地内並びに同郡同町釜屋字東竿谷山21番1から同郡同町釜屋字東竿谷1番内、1番1、字西竿谷41番2、43番内、44番、45番、45番内、46番2、47番1、47番2を経て字平尾71番4、71番1、86番1、86番2、86番3に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びS-1の地点とS-26の地点を結んだ線により囲まれた区域

S-1の地点	釜屋港突堤部の三等基準点（北緯35度37分7.40秒、東経134度24分50.90秒）から135度40分30秒78.1メートルの地点		
S-2の地点	S-1の地点から	171度52分19秒	10.198メートルの地点
S-3の地点	S-2の地点から	76度17分22秒	30.158メートルの地点
S-4の地点	S-3の地点から	102度52分12秒	3.875メートルの地点
S-5の地点	S-4の地点から	147度26分54秒	0.827メートルの地点
S-6の地点	S-5の地点から	130度49分32秒	1.551メートルの地点
S-7の地点	S-6の地点から	153度51分56秒	2.538メートルの地点
S-8の地点	S-7の地点から	173度25分36秒	3.112メートルの地点
S-9の地点	S-8の地点から	181度51分48秒	85.000メートルの地点
S-10の地点	S-9の地点から	61度52分27秒	8.282メートルの地点
S-11の地点	S-10の地点から	47度10分0秒	84.856メートルの地点

S-12の地点	S-11の地点から	2度2分0秒	35.859メートルの地点
S-13の地点	S-12の地点から	16度35分21秒	24.423メートルの地点
S-14の地点	S-13の地点から	47度47分50秒	5.780メートルの地点
S-15の地点	S-14の地点から	54度13分28秒	26.900メートルの地点
S-16の地点	S-15の地点から	331度43分27秒	9.000メートルの地点
S-17の地点	S-16の地点から	257度1分55秒	3.594メートルの地点
S-18の地点	S-17の地点から	234度2分56秒	14.830メートルの地点
S-19の地点	S-18の地点から	244度25分5秒	22.092メートルの地点
S-20の地点	S-19の地点から	288度18分20秒	11.341メートルの地点
S-21の地点	S-20の地点から	248度57分13秒	41.000メートルの地点
S-22の地点	S-21の地点から	260度35分43秒	24.856メートルの地点
S-23の地点	S-22の地点から	205度6分3秒	7.817メートルの地点
S-24の地点	S-23の地点から	230度17分1秒	11.968メートルの地点
S-25の地点	S-24の地点から	265度0分49秒	4.512メートルの地点
S-26の地点	S-25の地点から	228度5分50秒	3.019メートルの地点

(3) 面積

7,577.56平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び緑地



兵庫県告示第887号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づく指定をした者について、次のとおり指定の更新をした。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	住所	指定の区分	業務区域	業務を行う事務所の所在地	指定の期間
株式会社兵庫 確認検査機構	姫路市南条 426番地2	建築基準法に基づく 指定建築基準適合判定 資格者検定機関等 に関する省令（平成 11年建設省令第13 号）第15条第1号か ら第14号の2までに 掲げる区分	兵庫県全域	姫路本店 姫路市南 条426番地2 加古川支店 加古川 市加古川町北在家 2006番地 豊岡支店 豊岡市九 日市上町745番地1 神戸支店 神戸市中 央区京町72番地	令和7年9月 11日から 5年間



兵庫県告示第888号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R07但馬位置 0001号	7.9.2	朝来市和田山町法興寺字下地145番1の一部	5.98~6.00	30.61



兵庫県告示第889号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R06丹波位置 0005号	7.9.4	丹波篠山市杉字五反田94番の一部、95番の一部、97番1の一部、313番1の一部、313番3の一部、313番3地先水路	6.00	70.189

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 MEGAドン・キホーテ姫路広畑店
 所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 日本アセットマーケティング 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 平田一馬
 株式会社
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社LT 加古川市尾上町安田551-15 田中康隆
 外13者
 - (2) 変更後
 氏名 住所
 西岡直輝 加古川市加古川町北在家2460-1
 外13者

- 4 変更年月日
令和6年11月1日
- 5 届出年月日
令和7年8月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年9月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和8年1月16日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年9月16日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等機器一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月27日
- 4 落札者の名称及び住所
FLCS株式会社神戸支店 神戸市中央区磯上通7丁目1番8号
- 5 落札金額
1,033,560円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月11日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年9月16日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県淡路家畜保健衛生所焼却炉 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月26日
- 4 落札者の名称及び住所

インシナー工業株式会社
東京都大田区大森北一丁目12番5号

- 5 落札金額
67,100,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月15日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年9月16日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
胃がん検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年8月26日
- 4 落札者の名称及び住所
コニカミノルタジャパン株式会社 ヘルスケアカンパニー
兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル3階
- 5 落札金額
96,800,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月15日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
底地：赤穂市南野中宇久保328番1、349番1、350番1、351番1、352番1、353番4、353番5の各一部
仮換地：野中・砂子土地区画整理事業113街区5-1画地、5-2画地、5-3画地、6画地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市網干区大江島寺前町109番地
アーバントラスト株式会社 代表取締役 肥塚俊彦
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年1月23日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-27号(6赤穂)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年9月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丹波市春日町多田1689番1, 1690番1, 1691番1, 1692番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
丹波市氷上町氷上23番地1
氷上物流株式会社 代表取締役 北野泰守
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年4月28日
兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-2-2(5丹波)

県議会規則

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

兵庫県議会議長 山口晋平

兵庫県議会規則第2号

兵庫県議会傍聴規則の一部を改正する規則

兵庫県議会傍聴規則(昭和38年兵庫県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項及び第3項中「先着順に」を「抽選により決定した順位に従い」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会告示

兵庫県議会告示第4号

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月16日

兵庫県議会議長 山口晋平

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱の一部を改正する要綱

兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱(平成11年兵庫県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「30分前」の右に「(以下「受付開始時」という。)」を加え、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

- 3 傍聴証は、一般傍聴の希望者に対し、前条の定員に達するまで交付する。
- 4 前項の規定にかかわらず、受付開始時に一般傍聴の希望者数が前条の定員を超えている場合は、抽選により決定した者に傍聴証を交付する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

教育委員会公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年9月16日

契約担当者

兵庫県立夢野台高等学校長 榎木直人

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名及び数量

兵庫県立夢野台高等学校CPU教室空調設備改修工事一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立夢野台高等学校北館2階 CPU教室

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 兵庫県建設工事等入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の建設工事等入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県土木部契約管理課 電話（078）341-7711 内線4334

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒653-0801 兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1

兵庫県立夢野台高等学校 担当 来栖

電話（078）-691-1546 F A X （078）-691-1548

電子メールアドレス tomoko_kurusu@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年9月16日（火）から同月30日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年10月14日（火）午前10時から

場所 兵庫県立夢野台高等学校 応接室（兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年10月10日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年10月10日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に

三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

- 5 落札金額
月額 411,950円 (税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月25日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和7年9月16日

契約担当者

兵庫県立赤穂高等学校長 菊 川 泰

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立赤穂高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立赤穂高等学校 赤穂市海浜町139番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年9月2日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 5 落札金額
302,170円 (税込・月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年7月29日